

訪問介護重要事項説明書

京成タクシーセントラル株式会社

訪問介護重要事項説明書

2025 年 3 月 1 日現在

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口（平日 9：00～17：00）

電話番号 047-431-4470

担当 介護相談室：石井 武志、菊地 芳紀、山脇 美佳、川島 聖菜

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 訪問介護の内容及び目的

要支援又は要介護の状態にあるお客様に対して、介護保険法で定める訪問介護サービスを提供致します。

特にお客様が通院やリハビリ等で外出・帰宅する際に必要な介護サービスを提供する事によってお客様が有する能力に応じて自立した生活を営む事が出来るよう支援いたします。

3. 当社の概要

事業者名	京成タクシーセントラル株式会社
所在地	船橋市湊町2丁目7番7号
事業所番号	訪問介護指定事業所1270901653
サービスを提供する地域	船橋市・習志野市

4. 介護事業の職員体制

	人員	資格	業務内容	勤務
管理者	1		業務管理	常勤
サービス提供責任者 兼事務員	1	介護福祉士	調整・技術指導・計画の 作成・介護申込み受付	常勤
訪問介護員	常勤換算 2.5以上	介護職員初任者 研修修了他	訪問介護 (通院等乗降介助)	常勤

5. サービス提供時間帯

	早朝	昼間	夜間	深夜
年中無休 24時間	6：00 ～8：00	8：00 ～18：00	18：00 ～22：00	22：00 ～6：00

※時間帯によりサービス提供料金が異なります。

6. 主なサービス内容

①お着替え等の見繕い介助をいたします。

②ご自宅や施設等から病院や施設等への通院等の為の乗車又は降車の介助をいたします。他

7. 利用料金及び自己負担金

(1) 介護保険からの給付サービスをご利用で昼間時間帯の場合は、下記料金（料金表）の介護保険負担割合（1割等）が自己負担となります。

但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（通院等のための乗降介助）

通院等のための乗車又は降車の介助が中心の場合

	乗降	早朝・夜間	身体	早朝・夜間
料金総額	1, 0 5 1 円	1, 3 1 1 円	1, 7 6 6 円	2, 2 1 1 円
自己負担額（1割）	1 0 6 円	1 3 2 円	1 7 7 円	2 2 2 円
自己負担額（2割）	2 1 1 円	2 6 3 円	3 5 4 円	4 4 3 円
自己負担額（3割）	3 1 6 円	3 9 4 円	5 3 0 円	6 6 4 円

※基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）夜間（午後6時～午後10時）帯は、上記金額の25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくお客様の訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て2人訪問した場合は、2人分の料金となります。

※介護報酬改定や消費税等により、料金を変更する場合があります。

(2) お客様の移動に伴う交通費

お客様が移動のためにご利用されたタクシー運賃及び有料道路料、駐車場の駐車料金については実費をいただきます。

(3) キャンセル料

キャンセルの場合は、原則としてキャンセル料をいただきません。

但し、移送サービスのためタクシーが予約時間の1時間前までに連絡頂ければキャンセル料金は発生しませんが、それ以降に関してはキャンセル料金を頂きます。万一、突然キャンセルとなってしまった場合は、至急ご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡先は、047-431-4470（平日9:00～17:00）

047-431-5055（上記以外の時間帯）

(4) その他

①お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、お客様の負担となります。

②定められたサービスご利用料金については、原則としてその都度、自己負担の金額をお支払いいただきます。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①電話でお申し込みください。

②当社のケアスタッフがお伺いします。

③お客様から「サービス提供」のご依頼を頂いた後「訪問介護契約書」を締結し、同時に訪問介護計画書（ケアプラン）を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前迄に文書でお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によって、当社からサービスの提供を終了させていただく場合がございます。
この場合は、終了の1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③以下の場合、双方からの手続きなしに「自動的」にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合、もしくは被保険者資格を喪失したとき。

④お客様は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が倒産した場合、お客様は文書で解約を通知する事によってすぐにサービスを終了することができます。

お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族等が当社のケアスタッフに対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

9. 当社の訪問介護サービスの特徴

①当社のモットー

当社は、どんな時でも「さわやか笑顔」をモットーにお客様の立場にたったサービスを行います。

②運営方針

- ・介護の教育と技術を持ったケアスタッフが、お客様の有する身体能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護・介助を通じて生活全般にわたる援助を行います。
- ・お客様の意志や人格を尊重し、介護の基本となるお客様との会話や声かけを通じたサービスを行います。
- ・お客様のご家族とは、身体状況の変化について情報交換を行い当日の身体状況に見合ったサービスに努めます。
- ・常にお客様の求めておられるサービスを介護の基本に基づいて、熱意と情熱を持って進めて行きます。

③サービス利用のために

- ・当社のケアスタッフは、タクシードライバーでありながら介護職員初任者研修修了等の介護資格（介護講習を終了）を持っています。このケアスタッフについての指名変更については可能な限り応じさせていただきます。
- ・男性スタッフ、女性スタッフ別のご要望にもお応えします。
- ・ケアスタッフは、常にミーティングを行い知識及び技術の向上に努めます。

④虐待防止のための措置に関する事項

(1) 従業者への研修実施

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底

(3) 虐待の防止等のための責任者の設置

⑤感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行っています。

10. 緊急時の対応方

サービス提供中にお客様の容体に変化があった場合は、事前の打合せに従い主治医、救急隊、親族、居宅介護事業者等へ連絡いたします。

主治医	病院名	
	主治医名	
	電話	
緊急 連絡先	氏名	続柄 ()
	住所	
	電話	

11. サービス内容に関する苦情

①当社のお客様「相談」「苦情」窓口

担 当 石井 武志、菊地 芳紀、山脇 美佳、川島 聖菜
電話番号 047-431-4470 (相談受付窓口同様)

②その他

関係自治体の「相談」「苦情」窓口
○船橋市役所介護保健課 047-436-2302

12. 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価は、当事業者では設けていません。

13. その他

訪問介護の提供開始にあたり、お客様(利用者) に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

(事業者) 所在地 千葉県船橋市湊町2-7-7
名 称 京成タクシーセントラル株式会社
代表者 代表取締役社長 三輪 武士
説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者(京成タクシーセントラル株式会社) から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所
氏 名 印

(代筆者) 住 所
氏 名 印 続柄 ()